

○二戸市折爪馬仙峡県立自然公園山の家管理規則

平成18年1月1日規則第143号

二戸市折爪馬仙峡県立自然公園山の家管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、二戸市折爪馬仙峡県立自然公園山の家条例（平成18年二戸市条例第145号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、二戸市折爪馬仙峡県立自然公園山の家（以下「山の家」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 山の家を使用しようとする者は、折爪馬仙峡県立自然公園山の家使用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、条例第3条による使用の許可をしたときは、折爪馬仙峡県立自然公園山の家使用許可書（様式第2号）を交付する。

(使用料の納付)

第3条 条例第5条に定める使用料を納入したときは、領収書（様式第3号）を交付する。

(使用料の減免)

第4条 条例第6条の規定により使用料の減免を認める場合は、市長が公益上必要と認めたときに限るものとする。

2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、折爪馬仙峡県立自然公園山の家使用料減免申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減免を許可したときは、折爪馬仙峡県立自然公園山の家使用料減免許可書（様式第5号）を交付する。

(使用料の還付)

第5条 条例第7条ただし書の規定により既納の使用料の全部又は一部を還付する場合は、次の各号のいずれかに該当するときに限るものとする。

(1) 山の家内において感染症発生のため使用することができなくなったとき。

(2) 天災その他不可抗力により使用することができなくなったとき。

(3) その他利用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき。

(使用後の原状回復)

第6条 使用者は、使用施設及び用具類の使用が終わったときは、直ちに原状に回復して返還しな

ければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の折爪馬仙峡県立自然公園山の家設置等に関する条例施行規則（昭和51年二戸市規則第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）